

2020 年度自己点検・評価報告書

2021.6.3
白百合女子大学
自己点検・評価委員会

1. 2020 年度の自己点検・評価方法について

本学は 2019 年度から、PDCA サイクルを運用した質保証に資する自己点検・評価とするため、以下の方法により自己点検・評価を行うこととしている。

- ・ 大学基準協会の大学基準に基づいて、自己点検・評価を行う。ただし、毎年点検・評価を行う基準は限定するものとする。点検時には、大学基準協会の第 3 期認証評価用「点検・評価の視点」を使用する。
- ・ 点検対象となる教育プログラムを主に運営する各教育研究組織（学部・学科、全学教養教育部門、附属施設、教育・研究支援センター）および事務組織にて、「組織別点検・評価報告シート（以下、シート B）」の作成を通して各基準について点検作業を行う。作成されたシート B を自己点検・評価委員が確認・評価し、「点検担当（分科会）報告書（以下、シート C）」を作成する。シート B およびシート C を通して、大学全体の評価点・課題等を検討し、内部質保証委員会への提言も含めた自己点検・評価報告書を自己点検・評価委員会で作成する。

2020 年度は、「基準 2 内部質保証」、「基準 5 学生の受け入れ」、「基準 4 教育課程・学習成果」、「基準 8 教育研究等環境」、「基準 10 大学運営・財務」、「第 2 期認証評価受審時の指摘事項」について自己点検・評価を行った。なお、「基準 4 教育課程・学習成果」については、2019 年度に「改善すべき点がある」等の評価が多かった項目に限定して点検・評価を行った。

その他、2019 年度の実施状況等を踏まえ、評価方法について以下のような変更・追加を行った。

- ・ シート B およびシート C における評定の表現・基準がそれぞれ異なっていたため、同一の評定を用いることができるよう、評定の表現・基準を統一した。
- ・ 新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の各組織での影響と対応を把握する意図で、感染症への対応に関する事項を点検・評価項目に設定し、各組織での対応状況を報告してもらう形とした。なお、この取り組みへの評価を行うことは難しいことから、自己評価は求めない形とした。

また、大学の中長期計画や各種方針に基づく各組織での年次計画策定および計画履行状況等の点検作業について、2020 年度から正式に「組織別活動方針・目標シート（以下、シート A）」の作成・提出を求める取り組みを始めた。2020 年度は学部・大学院の各学科・専攻を対象に、各組織の 2021 年度の活動方針・目標、活動計画の策定・提出を依頼した。

提出されたシート A について自己点検・評価委員会で内容を確認し、数値で測定可能なエビデンスとなる達成指標の不足等、改善が必要な事項とあわせて内部質保証委員会へ報告を行った。

2. 自己点検・評価の担当およびスケジュールについて

自己点検・評価委員会で設定した「2020 年度自己点検・評価スケジュール」および「2020 年度自己点検・評価担当分担」に基づき実施した。

昨年度同様、各シート B を確認・評価する自己点検・評価委員会内点検担当は、確認対象となる教育プログラムに直接携わっていない委員が担当となるよう、可能な限り客観性を担保した。

3. 点検・評価結果について

【基準 2 内部質保証】

(評価)

「改善すべき点がある」等の評価が多かった昨年度と比較し、自己評価、委員会評価ともに、「適切に取り組んでいる」との評価が増えている。ただし、「内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」という点については、すべての項目で「改善すべき点がある」との評価となっている。

(取り組んでいる点)

- ◎ 内部質保証に関する問題点を把握し、その改善についての指示、依頼を各委員会、関連部署に行うなど、適切かつ迅速な対応が行われている。
- ◎ 認証評価機構（大学基準協会）からの指摘事項への対応は適切に行われている。

(課題)

- 中期目標・中期計画の策定に向けて作業中であるが、大学を巡る環境がますます厳しくなる昨今、具体的な目標の策定を急がなければならない。改善策や計画の策定などの達成期日が明確となっていないため、実現に向けた具体的内容の明示が必要となる。
- 学習成果の評価に当たっての客観性・妥当性の確保は難しい最大の課題であり、現体制下での可能な限りの対応はなされているが、評価方法についての客観的な指標の開発など、他大学の先進的な取り組みを参考にしながら、早急な取り組みに着手しなければならない。
- 改善案の策定や実行に際しては、内部質保証委員会や他の委員会・組織との連携や情報の共有化を緊密に図ることが必要であると思われる。内部質保証委員会から各委員会・学科・組織に対するサポート体制の充実・整備についても何らかの取り組みが必要であり、具体的なサポート体制の構築が急がれる。

【基準 4 教育課程・学習成果】

(1) 学部

(評価)

「改善すべき点がある」等の評価が多かった昨年度と比較し、自己評価、委員会評価ともに、「適切に取り組んでいる」との評価が増えている。組織によっては「学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか」、「教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」について、「改善すべき点がある」との評価になっている。

(取り組んでいる点)

- ◎ 成績評価については、授業ごとに評価方法・基準をシラバスに示し、各科目の単位認定の内容は履修要覧に示されている。単位認定については、担当教員の提出した成績に基づき、学科会議および教授会の議を経ている。また学位授与は、「白百合女子大学学則」第3章の卒業要件を満たし、同第6章に基づいて行われる学科会議の議を経て教授会で厳正な判定を行う。文学部では共通の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）のもと、学科ごとに各専門分野の卒業要件を定め、学位授与の判定を行っている。人間総合学部では学科ごとに学位授与方針が設定されており、それに基づき卒業要件を定め、学位授与の判定を行っている。
- ◎ 成績評価等に関する各学科での工夫点として、シラバスにおける評価基準を具体的で明確なものにする、学生が必修単位やそれに伴う卒業要件を適切に理解できるようなきめ細かな取り組みを継続的に行う、卒業論文について審査基準を明確にルーブリック形式で整理する、複数の教員が担当する科目について担当教員による定期的な打ち合わせや振り返りを通して教育内容の点検・評価を行い、学科として教育内容の改善に継続的に取り組んでいる、などの取組みが挙げられる。
- ◎ 学生の学習成果は、卒業論文の成績、GPA、単位取得状況等、学位授与方針に基づき各学科で測定に取り組んでいる。文学部フランス語フランス文学科や英語英文学科では、専門とする語学の試験により学習成果を把握し、学生の能力に応じたクラス編成等に活用している。人間総合学部初等教育学科では教職課程で用いられている「履修カルテ」を活用して、学習成果を測定している。
- ◎ 内部質保証委員会からカトリック教育センターに対し、学位授与方針の「カトリックの人間観・世界観を理解するための基礎的な能力」の文言にはどのような能力及び知識・スキルが期待されるのかとの説明と、その学習成果の評価方法についての検討指示がなされた。カトリック教育センターから回答を得た上で、内部質保証委員会での検討が続いている。
- ◎ COVID-19への対応として、全学的に遠隔授業が中心となったが、各学科で学生の不安を解消し、学びを継続・活性化するための工夫がさまざまに行われた。

(課題)

- 白百合女子大学を卒業したのものとして、このような力をつけたと示すことができるようなものの開発(各学科の専門とは別に、基本的な教養や文章力など)。

- 建学の精神、ディプロマ・ポリシーにも関係していることから、教育プログラム推進助成「宗教学科目のルーブリック策定と教科間連携～建学の精神に基づく教育成果の可視化と質保証～」で検討された結果を受けて、カトリック系大学として、あるいは各学科での学びとの関係について、宗教学科目がどのように位置づけられているのか、段階的にでも早めに共有されることが望まれる。
- 学生から提出された卒業論文が学位授与方針を反映しているかを客観的に評価できるツール（チェックリスト等）の開発。
- COVID-19 への対応・対策としては、新たな授業形態(ハイフレックス型など)に向けての教育活動の工夫。

(2) 大学院

(評価)

「改善すべき点がある」等の評価が多かった昨年度と比較し、自己評価、委員会評価ともに、「適切に取り組んでいる」との評価が増えている。組織によっては「教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」について、「改善すべき点がある」との評価となっている。

(取り組んでいる点)

- ◎ 成績評価、単位認定及び学位授与に関しては、「大学院学位規則」「大学院履修規程」「学位論文取扱要項」に基づき適切に行われている。成績評価については、授業ごとに評価方法・基準をシラバスに示し、各科目の単位認定の内容は履修要覧に示されている。修士論文（または特定の課題についての研究の成果）、博士論文の審査基準は履修要覧に示され、大学ホームページ上でも公開されている。
- ◎ 大学院における自己点検・評価については、大学院専門委員会を中心とした検討により、2021 年度から成績分布データ、進路データ等を用いた定期的な点検・評価システムを整備することを申し合わせている。
- ◎ COVID-19 への対応として、全学的に遠隔授業が中心となったが、研究活動に必要な統計ソフトの貸与や Web システムを用いた情報共有等、各専攻で学びを継続するための工夫が行われた。

(課題)

- 本学大学院学則第 1 条における大学院設置目的の規定のなかで「教育の根本方針」として言及されている「キリスト教精神に基づく人格形成」の意味を明確にし、大学全体で理解を共有することが望ましい。
- 学習成果を把握・評価するための方法の開発は、大学全体での取り組みが必要であると思われる。
- コロナ禍にも対応しうる新たな授業形態に向けて T A の活用を含めた教育活動の工夫

は、大学全体での取り組みが必要であると思われる。

【基準5 学生の受け入れ】

(評価)

自己評価・委員会評価とも、すべて「適切に取り組んでいる」との評価になっている。

(取り組んでいる点)

- ◎ 各種ポリシーの公開状況や変更手順に関しては、適切に定められている。
- ◎ 学生の受け入れ方針の公表、入学者選抜の制度・運営体制の適切な整備、入学者選抜の公正な実施、収容定員に基づく在籍学生の適正な管理、学生の受け入れの適切性についての定期的な点検・評価等、入試・広報委員会を中心に適切な対応が行われている。
- ◎ 学生の受け入れ方針に基づく、多様な学生を受け入れることに対応した、多様な入学者選抜制度を実施している。

(課題)

- 学位授与方針における「時代を超えて普遍的に求められる豊かな人格形成をおこなうために、カトリックの人間観・世界観を理解するための基礎的な能力を身につけている。」「時代を超えて普遍的に求められる深い教養と知性、自己を発見する心を持つ自立した女性になるための基礎的な能力を身につけている。」といった内容をより具体的にすることで、より適切に学生の受け入れ方針の設定が検討できると考えられる。
- 総合型選抜・帰国子女入試・社会人入試の出願要領で明記されている、「海外で教育を受けた経験を踏まえ」や「社会人の経験を踏まえ」といったそれぞれの出願区分の特徴をもった学生を選抜するのに適切な課題を設定したり、面接時の観点を明確にしたりすることによって、「学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定」がより進んでいくのではないかと考えられる。

【基準8 教育研究等環境】

(評価)

対応した組織により評価にばらつきがあるが、全体的に、自己評価・委員会評価とも、「概ね取り組んでいる」との評価が多かった。「教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み」、「図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置」、「教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」については、「改善すべき点がある」との評価がついている。

(取り組んでいる点)

- ◎ 「経営改善計画」に基づき、耐震補強工事や階段のバリアフリー化、トイレの改装など、教育研究活動に必要な設備の改善を行っている。
- ◎ ウェルネスセンターでは、健康相談室、学生相談室、学生寮の3部門を統括し、総務課

とも連携しながら、本学に所属する学生および教職員の心身をサポートしている。

- ◎ 研究倫理に関しては、「白百合女子大学研究倫理教育実施要領」の策定により、全専任教員（5年に1度）とすべての大学院学生（入学時）が e-learning にて定期的に研究倫理教育を、また、競争的研究資金による研究に参加する本学構成員が研究開始前にコンプライアンス教育を受講する体制が整備された。
- ◎ 各研究施設では、研究成果の発表や紀要・論集の出版、講演会の実施、貴重資料の管理等、規程に基づいた教育研究活動推進のための取組みが適切に行われている。
- ◎ 2020年度は COVID-19 の影響で学生には入構制限が課されたが、そのなかで、図書館では資料を教職員および学生に郵送で貸し出しするなど、さまざまな利用者サービスがこまやかに行われた。また、「図書館利用アンケート」など、コロナ禍での図書館サービスの改善にむけた定期的な点検・評価活動が行われた。

（課題）

- 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を示すものとして「教育研究環境の整備に関する方針」が挙げられているがもうすこし具体的に明示する必要がある。
- 教職員および学生の情報倫理の確立に向けて、対応を行う必要がある。
- 学内のネットワーク環境整備については、無線 LAN アクセスポイントを増設するなどの取組みが行われているが、ICT 機器の整備については全学的なさらなる努力が期待される。
- 図書館について、「経験を積んだ司書資格者が担当することが望ましい業務に経験不足の委託スタッフを配置せざるを得ない」という点については、大学全体の取組みが期待される。「図書館利用アンケート」、Q24「レポート・論文執筆に関する質問」では、アンケートへの回答者の約半数が「ほしい情報がどの本に掲載されているのかわからない」と答えている。専門員を増やすことで、教育研究活動をさらに充実させることができるのではないだろうか。
- 各組織の活動を可視化するため、大学でアンケートを実施する専門部署を設けてはどうだろうか。

【基準 10 大学運営・財務】

（1）大学運営

（評価）

自己評価、委員会評価ともに、おおよそ「概ね取り組んでいる」との評価だが、「大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針の明示」、「適切な大学運営のための組織の整備」については、「改善すべき点がある」との評価となっている。

（取り組んでいる点）

- ◎ 事務職員向けの学長による建学の精神に関する SD 講座は良い取り組みといえる。内容

や参加者の反応などを学内で共有したり、大学ホームページで学外に公表したりできるとさらに良いのではないかと。

- ◎ 予算執行プロセスの透明性はあるのかもしれないが、予算案の策定（特に減額にされる場合）の方が運営員としては気になる点であるため、予算削減が決定する前に各部署への連絡、相談が必要なのではないか。
- ◎ 2020年度はCOVID-19について急な対応を迫られたが、適宜適切に対応し、方針を打ち出していたと思われる。

（課題）

- 「経営改善計画」は前学長より示されていたが、新学長になり、修正された場合にそれがどのように加筆されていくのか。通常の企業であれば、企業全体としての経営方針があり、それに基づいた下部組織の年次計画や運営方針が作られると思うが、白百合学園、あるいは大学全体の経営方針がどのように学部、学科、センターの運営につながっていくのか、資料から確認することができない。また、大学基準協会からの努力課題の指摘に基づき、改善が適宜行われていることは資料に示されていたが、それが大学の経営方針や経営改善計画とどうつながるのかが明確となっていない。
- 副学長の権限や役割が、学部長や教育センター長などと比較するとはっきりしていない。

（2）財務

（評価）

自己評価、委員会評価ともに、「中・長期の財政計画を適切な設定」については「概ね取り組んでいる」との評価、「教育研究活動を安定して遂行するために必要な十分な財務基盤の確立」については「改善すべき点がある」との評価となっている。

（取り組んでいる点）

- ◎ 2018年度「経営改善計画」で定めた入学定員充足率、人件費比率、SS比率の指標・目標について、いずれも目標水準に達しつつある。

（課題）

- 教育活動収入における学生納付金偏重からの脱却、寄付金・補助金等の外部資金確保に向け全学的な取組みに向け更なる意識改革に努め、収入ルートの多様化を図るための具体的な活動計画の策定と実践を進めることが、今後の取組みとして掲げられている。「私立大学等改革総合支援事業タイプ3」を獲得するために、どのような「社会連携センターの取組み」が必要になるのか、そのためにどのような動きが必要になるのかを明示することが求められる。また、「同窓会による寄付講座」の現状と問題点が記載されていないため、今後、どのような講座内容が必要なのか、どの程度の規模の充実が必要なのかを明示することが求められる。さらに「寄付をしやすい環境整備」という記述の意味が不明確であるため、これについて詳しく説明した上で「インターネットを利用したシステム構築」について具体的に明示することが求められる。

- 「教育活動収入における学生納付金偏重」についての現状を学内で共有し、そのような状態からどのように脱却していくのかを考え、大学全体で改善に向けた取り組みを実施する必要があると思われる。
- 外部資金獲得等、目指す目標を達成するために適したメンバーで構成されるプロジェクトチームを構築する等の取り組みが必要と思われる。

【第2期認証評価受審時の指摘事項】

◆基準3 教員・教員組織

(大学評価 努力課題)

教員の資質向上を図るための研修等を恒常的に実施しておらず、これまでに行なった内容も授業改善に関する物が中心であるため、ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動を活性化し、教員の資質向上に向けて努めるよう、改善が望まれる。

(評価)

自己評価、委員会評価ともに「適切に取り組んでいる」との評価となっている。

(改善状況)

- ◎ 2020 年度は COVID-19 対策のため遠隔授業が中心となったこともあり前期に「遠隔授業に関する状況調査アンケート」や学内 FD シンポジウム「より良い遠隔授業の実践に向けて」を実施した。後期には「授業改善のための学生アンケート」のほか、大学認証評価に関する学内講演会や学修支援ツール「manaba course」教員研修会などの取り組みを行った。FD 推進委員会が中心となり学内の他組織とも連携し、学生へのアンケートや教職員向けの研修が、現場のニーズを踏まえた適切な内容、頻度で実施された。

(課題)

- 「授業改善のための学生アンケート」結果の組織的活用のために、体制づくりが必要と思われる。

◆基準4 教育内容・方法・成果 (1) (3) (4)

(大学評価 改善勧告)

文学研究科にて、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実にできるよう是正されたい。

(大学評価 努力課題)

文学研究科発達心理学専攻及び児童文学専攻の修士課程と博士課程において、同一の学位授与方針が定められているため、課程ごとに策定するよう改善が望まれる。

文学研究科において、国語国文学専攻、フランス語フランス文学専攻及び英語英文学専攻の修士課程では、「特定の課題についての研究の成果」の審査基準についても論文審査基準に準ずるとしているため、それぞれ個別の審査基準を設定するよう改善が望まれる。

(評価)

改善勧告への対応について、自己評価、委員会評価ともに「概ね取り組んでいる」、努力課題への対応については「適切に取り組んでいる」との評価となっている。

(改善状況)

- ◎ 修士課程および博士課程(前期)は「修士論文指導」、「特定の課題についての研究指導」、博士課程(後期)は「研究指導」の各科目の枠内において、計画に基づいて研究指導や論文等の作成指導を行っている。指導スケジュールについては科目のシラバスで公開している。博士学位論文作成指導計画についてはこれまで各専攻が別に定めることとなっていたが、文学研究科共通の形とできるように研究科共通の指導計画案の実行スケジュールが明示された。
- ◎ 努力課題の指摘事項については、課程ごとの学位授与方針、「特定の課題についての研究の成果」の審査基準等、必要な事柄を策定し履修要覧に記載するなど、速やかに対応している。

(課題)

- 研究科共通の指導計画案策定に必要な規程等の整備に関しては、必要に応じて大学全体でサポートが必要と思われる。

◆基準5 学生の受け入れ

(大学評価 努力課題)

人間総合学部児童文化学科にて、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.34と高いので、改善が望まれる。

(評価)

改善勧告への対応について、自己評価は「適切に取り組んでいる」、委員会評価は「優れた取り組みを行っている」との評価となっている。

(改善状況)

- ◎ 人間総合学部児童文化学科における過去5年間(2016年度～2020年度)の入学定員に対する平均比率は1.10となっており、歩留まり率の分析・合格者数の調整は的確に行われている。

◆基準7 教育研究環境

(大学評価 努力課題)

「白百合女子大学における研究活動上の不正行為等の防止および対策に関する規程」を策定しているものの、研究活動における不正行為への対応を担う体制は設けられておらず、事前防止に関する取り組みも外部からの補助金を得た研究者に限っていることから、体制を整備し、すべての専任教員及び大学院学生に研究倫理を涵養するよう、改善が望まれる。

(評価)

自己評価、委員会評価ともに「適切に取り組んでいる」との評価となっている。

(改善状況)

- ◎ 「白百合女子大学研究倫理教育実施要領」の策定により、全専任教員（5年に1度）とすべての大学院学生（入学時）が e-learning にて定期的に研究倫理教育を、また、競争的研究資金による研究に参加する本学構成員が研究開始前にコンプライアンス教育を受講する体制が整備された。

(課題)

- 研究倫理教育の成果に関する検証・評価方針等の整備に関しては、必要に応じて大学全体でサポートが必要と思われる。

◆基準9 管理運営・財務（1）

(大学評価 努力課題)

「学長補佐会議」「大学院専門委員会」「教務委員会」など、意思決定に係る重要な委員会の役割や権限が明確ではないなど、規程が十分に整備されていないので、改善が望まれる。

(評価)

自己評価、委員会評価ともに「改善すべき点がある」との評価となっている。

(改善状況)

- ◎ 現時点では、意思決定に係る重要な委員会の規程整備を行うスケジュールが立てられた段階であり、改善状況としてあげられるものはない。

(課題)

- 規程整備の対象となっている委員会・会議体における進捗状況を適切に管理し、規程整備が作業日程に沿って進むように取り組むこと、及び、状況に応じたサポートを当該委員会等に行うことが望まれる。
- 委員会・会議体の会議方法（対面・オンライン、資料のペーパーレス化）の工夫、委員会・会議体の精選など、大学全体としての方針が必要と思われる。また、規程改善に関わる作業の軽減化（手続き手順、文言共通化など）により、作業の迅速化を図ることが望まれる。

◆基準10 内部質保証

(大学評価 努力課題)

自己点検・評価の中心組織として「自己点検・評価委員会」を設置し、内部質保証のための PDCA サイクルを回す全学的な仕組みとして「白百合女子大学 PDCA 推進体制」を構築しているものの、それらの活動内容は、認証評価への対応が中心であり、自らの定め

る規程、内部質保証に関する方針に従った点検・評価及び改善活動を行なっているとはいいがたいので、大学全体として実質的な取り組みとして機能させ、改善・改革につなげるよう、改善が望まれる。

(評価)

自己評価では「概ね取り組んでいる」との評価だが、委員会評価では「適切に取り組んでいる」との評価となっている。

(改善状況)

- ◎ 2020 年度から設置された内部質保証委員会が自己点検・評価委員会と連携し、2019 年度自己点検・評価で大学全体として組織的に取り組む必要がある提言として挙げられた事項に対して、新しい内部質保証体制に基づき対策に取り組み始めている。

(課題)

- 内部質保証システムが有効に機能しているかどうかについては、2020 年度から新しい体制で動き出したばかりであり、全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性の検証には至っていないため、次年度はこの点に関する検証が必要と思われる。

4. 2019 年度提言への取り組み状況

2019 年度提言への取り組み状況は以下の通りである。

【I 大学全体】

1、内部質保証体制のさらなる検証・見直し

内部質保証委員会で内容について検討した。エビデンスの必要性、IR 部門の創設について言及されたが、成案を得るまでに至っていない。

2、内部質保証委員会の権限のもと、学内各組織の責任と役割の明確化

内部質保証委員会で内容について検討した。意思決定に係る重要な委員会の規程整備を行うスケジュールが立てられ、2021 年 7 月までの策定を目指し取り組みが行われている。

3、学位授与方針の適切な設定に関する検討／再検討

内部質保証委員会からカトリック教育センターに対し、学位授与方針の「カトリックの人間観・世界観を理解するための基礎的な能力」の文言にはどのような能力及び知識・スキルが期待されるのかとの説明と、その学習成果の評価方法についての検討指示がなされた。カトリック教育センターから回答を得た上で、内部質保証委員会での検討が続いている。

4、学部・大学院ともに、学生の学習効果の適切な把握及び評価についての全学的な検討・調整

内部質保証委員会で内容について検討した。3 ポリシーの見直しとそれに基づく全学

2020年度自己点検・評価報告書
的な指標の設定についての必要性が指摘されているが、成案を得るまでに至っていない。

5、研究活動におけるコンプライアンス意識の涵養と研究倫理の啓蒙活動の取組

内部質保証委員会から大学院専門委員会に「①規程の適切な運用に基づいたコンプライアンス意識の涵養のための体制整備、取組の継続。②研究倫理の領域の啓蒙活動。」について検討指示が出され、大学院専門委員会を中心に具体的な検討が行われた。

その結果、大学院専門委員会にて、日本学術振興会の eL CoRE を用いて、全大学院学生ならびに専任教員に定期的に e-learning で、コンプライアンス教育を受講する環境を整えることを合意。2020年度中に必要な規定・細則あるいは申し合わせを整備し、2021年度からの運用を行うことが示され、内部質保証委員会でこれを了承した。その後、「白百合女子大学研究倫理教育実施要領」の策定により、全専任教員（5年に1度）とすべての大学院学生（入学時）が e-learning にて定期的に研究倫理教育を、また、競争的研究資金による研究に参加する本学構成員が研究開始前にコンプライアンス教育を受講する体制が整備された。

また、「人を対象とする研究」の倫理審査については、人間総合学部内の組織となっており、大学全体の組織にするべきとの問題提起が大学院専門委員会でなされた。それを受け、研究倫理教育推進責任者会議において、研究倫理審査の全学的組織についての協議を同会議体で行うことが合意された。

6、FD活動の拡大と深化

内部質保証委員会からFD推進委員会に「教員として養わなくてはならない知識や技能に応じたFD活動の幅の拡大について対応を求める。」との検討指示が出され、FD推進委員会を中心に具体的な検討が行われた。

2020年度はCOVID-19対策のため遠隔授業が中心となったこともあり前期に「遠隔授業に関する状況調査アンケート」や「遠隔授業に関するFDシンポジウム」を実施した。後期には「授業改善のための学生アンケート」のほか、大学認証評価に関する学内講演会や学習支援ツール「manaba course」教員研修会などの取組みを行った。FD推進委員会が中心となり学内の他組織とも連携し、学生へのアンケートや教職員向けの研修が、現場のニーズを踏まえた適切な内容、頻度で実施された。

また、全学を対象にした活動に限らず、学科・センター単位など小規模でのFD活動も含めて推奨していく方針が示され、内部質保証委員会でこれを了承した。

【Ⅱ教育・研究組織】

(1) 学部

1、学部間での学部共通科目の取扱いの違いについて検討

内部質保証委員会から文学部に「3学科内で自由に履修できる共通科目開講の必要性について、DPとの接続から検討を求める。」との検討指示が出され、文学部長を中心に具体的な検討が行われた。

その結果、以下の事柄が示され、内部質保証委員会でこれを了承した。

- ①人間総合学部で設置されているような学部共通科目は、文学部では設けない。
- ②ただし、文学部全体で他学科の学生も履修しやすい開放科目を増やすことを検討する。
- ③文学部の「他学部・他学科開放科目」は今後も継続する。(②の方向でより充実させることを検討する。)

(2) 大学院

1、教育課程に関する定期的な点検・評価の基準、体制、方法、プロセス等の整備

内部質保証委員会から大学院専門委員会に「大学基準4教育課程・学習成果「⑦教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。」に関わる教育課程に関する定期的な点検・評価の基準、体制、方法、プロセス等の整備について」の検討指示が出され、大学院専門委員会を中心に具体的な検討が行われた。

その結果、以下の方向性が示され、内部質保証委員会でこれを了承した。

- 1) 成績評価の平準化のため、現在、学部のみ定められている5段階の成績評価基準を大学院でも文言化する。
- 2) 毎年5月の大学院専門委員会で成績分布データならびに進路データの共有をつうじて状況把握につとめる。
- 3) 毎年6月・7月の期間に各専攻会議において上記データにもとづいて、カリキュラムならびに教育方法の適切性を検討する。
- 4) 毎年9月の大学院専門委員会で各専攻の検討結果を報告しあわせて研究科全体の課題を協議する、という点検・評価のプロセスを構築する。

2、研究指導や審査の組織的な体制整備

内部質保証委員会から大学院専門委員会に「組織的に研究指導を行い、客観的な審査を行う取り組みの工夫について対応を求める。」との検討指示が出され、大学院専門委員会を中心に具体的な検討が行われた。

現在、博士論文審査の過程で、審査委員会が申請者に修正を求めることができるが、指導と審査との境界が曖昧になり、評価の客観性に疑義が生じかねないので、課程博士論文については予備審査制度を導入し、「修正のうえ本提出」を指示できることとし、本審査での修正指示は一切行わない方針を、大学院専門委員会で確認した。あわせて論文提出にいたる指導体制・プロセスとして、研究科共通の枠組みが存在せず、専攻間での違いが大きすぎるので、研究科全体で共有できる大枠を、最短で3年間で修了できるスケジュールとあわせて策定し、学内外に示す必要についても合意した。2021年前半までに必要な規定・細則あるいは申し合わせの整備を行い、各専攻の内規との調整をはかったうえで、2022年度からの運用を行う。

以上の内容について内部質保証委員会に報告され、同委員会でこれを了承した。

4. 内部質保証委員会への提言について

大学全体として組織的に取り組む必要がある以下の事項について、対応を内部質保証委

員会へ要望する。

【Ⅰ 大学全体】

- 1.中期目標・中期計画の策定と達成期日の明確化
- 2.内部質保証体制の充実（PDCA サイクルの有効性検証、IR の早急な検討など）
- 3.3 ポリシーの具体化と学習成果把握のための指標設定
- 4.時代のニーズに即した教育環境整備（ICT の活用、TA 活用など）
- 5.機能的な大学運営の検討（会議方法の工夫、規程改正作業の軽減など）

【Ⅱ 教育・研究組織】

（学部・大学院共通）

- 1.ICT を活用した授業を組み入れた教育課程・教育方法の開発
（大学院）
- 2.ディプロマ・ポリシーに関して、修士課程と博士課程の差異の明確化